

## 決算討論と付帯決議

決算関係議案について、本会議での討論概要と、二つの付帯決議（全文二ページ下）をお伝えします。

## 一般会計決算討論

佐藤（隆）議員：藤代駅北口駅前の整備等、限られた予算を重点的に推進すべき事業に優先的に配分し、指標等からも大きな事業成果を上げたと考える。予算執行も適正。賛成。

小池議員：桑原地区新市街地創出では、地域の商店街

会計名	歳入決算額	歳出決算額	主な事業内容	
一般会計	382億9,729万円	370億6,462万円	創業支援、桑原地区整備推進、藤代駅北口駅前広場施設整備、定住化促進住宅補助、産後ケア事業、(仮称)取手東部保育所及び子育て支援センター建設事業、小学校校舎・体育館耐震補強・大規模改造工事、市民会館改修、市立図書館一学校連携(ほんくる)、シティプロモーション推進、立地適正化計画策定等	
特別会計	取手駅西口都市整備事業	13億607万円	12億4,772万円	取手駅北土地区画整理事業(西部地区造成工事、都市計画道路3・5・39号築造工事等)
	用地先行事業	1億1,244万円	1億1,244万円	取手駅東口多目的広場用地に係る元金、利子償還等
	国民健康保険	146億9,341万円	136億875万円	保険給付費等
	後期高齢者医療	24億4,803万円	24億1,540万円	後期高齢者医療広域連合納付金等
	介護保険	81億4,900万円	79億4,266万円	居宅・地域密着型・施設介護サービス給付費等
	競輪事業	11億3,560万円	10億9,151万円	通常競輪開催・場外車券発売経費等
	取手地方会公平委員会	74万円	41万円	公平委員会報酬等

が疲弊していく状況への市の対応策は不透明。立地適正化計画は地域の特性や歴史、生活を切り捨ててしまいう心配がある。反対。

小堤議員：消防・救急自動車の更新による体制強化や消防団の装備充実など、重点施策に基づく多くの事業が効果的に展開されたことを高く評価。賛成。

落合議員：産後ケア事業で医療機関でのデイケア・シヨートステイ事業が開始するなどの重点項目は、厳しい財政状況でも計画的かつ効率的に進められた。賛成。山野井議員：創業支援事業

でMATCH MARKET(マッチマーケット)の開設など、限られた予算を効率的に配分し、市の魅力度を高め、選ばれる町の実現に向け多くの事業を実施。賛成。

## 特別会計決算討論

◆取手駅西口都市整備事業  
加増議員：事業は既に25年が経過し、事業費は膨らむばかり。ずさんな開発への税金投入は許されない。再開発は撤回し、基盤整備を終息させることが市の取り得る最低限の責任。反対。

◆国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険事業

小池議員：国保税はさらなる市独自の減免制度が必要。後期高齢者医療制度は減免対象者が多く、低所得者が多い。値上げにならないよう広域連合に意見を。介護保険制度は機械的な利用制限の撤廃等、制度改



取手駅ビル1階に開設されたMATCH MARKET



藤代駅北口が整備され、連絡階段等が新設

革へ国に申し入れを。いずれも反対。  
石井議員：国民健康保険事業は、特定健診の受診率向上への取り組みを評価。

後期高齢者医療制度では、必要に応じ給付相談等、収納率向上対策に尽力している。

介護保険事業は、介護予防・保険サービスの向上へ先進的かつサービス充実への多くの取り組みを実施。いずれも賛成。

◆競輪事業

加増議員：公営の名によるギャンブルは廃止し、競輪場施設の利用転換を。反対。  
染谷議員：平成29年度の市の繰入金金は19年度以降最高の4千万円で、入場者・売り上げ共に増加。国体のリハーサル大会も競輪場で開催される。競輪事業はスポーツの発展、社会貢献の意味、そして税収面からも市に必要。賛成。

### 認定第2号 平成29年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定に対する付帯決議

認定第2号 平成29年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、平成30年第3回定例会の決算審議・審査したところ、JR取手駅東口バリアフリー化及び取手駅東西自由通路整備に向けた事務執行の促進が必要と考える。

「JR東日本旅客鉄道株式会社」といった相手があることは十分理解するところであるが、利用者の安全・安心の確保、利便性の向上、機能充実は、多くの市民や利用者の思いと考える。

よって、JR取手駅東口バリアフリー化及び取手駅東西自由通路整備に関し、事業をより一層促進することを求める。

以上、認定第2号に対する付帯意見として決議する。

平成30年9月21日

茨城県取手市議会

### 認定第1号 平成29年度取手市一般会計決算の認定に対する付帯決議

認定第1号 平成29年度取手市一般会計決算の認定について、平成30年第3回定例会の決算審議・審査したところ、平成29年度における教育行政の中で、取手市中学校生徒の自殺事案に関する調査にかかわる事務手続に不適切な面があったと考える。

取手市立中学校生徒の自殺事案に関する調査委員会設置要綱第9条には、「調査委員会は、所掌事務に係る審議を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に提出するものとする。」と規定されていた。

同調査委員会は、平成28年度から平成29年度6月12日の解散まで活動していたことは確認された。しかし、その記録が教育委員会の元になかったことが明らかになった。

調査委員会にかかわる事件は、法に則らずに進めたことによって、市内外から多くの批判を受け、混乱を深めたものである。にもかかわらず、調査においても要綱に則らず報告書の提出がなされないことを認めたことは同じ誤りを繰り返したものである。

よって、認定第1号 平成29年度取手市一般会計決算の認定に当たり、教育委員会においては、法令はもとより自ら定めた要綱など厳格に遵守することを求める。

以上、認定第1号に対する付帯意見として決議する。

平成30年9月21日

茨城県取手市議会